

東弁28人第321号
2016年10月31日

東京拘置所

所長 倉本修一 殿

東京弁護士会

会長 小林元治

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人M氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告致します。

記

第一 勧告の趣旨

平成25年3月11日及び15日、貴所に在監していた申立人が貴所に発信申請を行った信書について、「万が一、右御支払いなき場合は、やむを得ず法的手続を進行させますので御了承下さい。」との文言を抹消するよう指導した行為は、申立人の信書発信の自由を侵害するものですので、二度とこのような人権侵害に及ぶことのないよう勧告いたします。

第二 勧告の理由

一 認定した事実

申立人は、貴所に平成24年11月1日から同26年1月9日までの間、在監していた。

申立人は、未決拘禁者であった平成25年3月11日及び同月15日、貴所に対し、Y宛ての手紙について発信申請を行った。

貴所は、当該発信の一部に「自分で自分の首をもっとしめますよ。」、「万が一、右御支払いなき場合は、やむを得ず法的手続を進行させますので御了承下さい。」との記述があり、これらが威迫にわたるものとして、受信者を著しく不安にさせるおそれが認められるとして、申立人に対し、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第136条において準用する同法第129条1項4号に基づき、該当箇所を抹消するか内容を再考するように指導した。

申立人は、貴所の指導に従い、上記記述を削除した上で、再度手紙の発信申請を行い、同年3月21日頃、手紙は発信された。

二 権利侵害性

1 信書を発信する自由について

憲法は第21条1項において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定する。ここで表現とは、内心の精神的作用を、方法の如何を問わず外部に発言することをいい、信書の発信も、当然に憲法21条1項が保障する表現の自由に含まれ、同条項により保障される。

2 貴所の処分に係る人権の制約について

貴所は、申立人が行った、本件信書の発信申請に対し、本件信書の一部を削除した上で発信している。かかる行為（以下「本件処分」という。）は、申立人の精神的作用を示した文書の一部につき、外部への発信を制限したものであるところ、申立人に憲法21条1項に基づき保障される信書を発信する自由を制限するものである。

3 本件処分の憲法適合性

(1) 未決拘禁者の信書発信の自由

では、貴所の本件処分は憲法に照らし許されるか否かについて検討する。

表現の自由は、各人が生まれながらに保障される自然権であり、各人の人格を発達させ（憲法13条参照）、また、各人の自己統治を達成させるものとして不可欠な人権であり、最大限の保障を受けなければならない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条2項において「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」と規定されていることから、表現の自由が、万国共通の重要な人権であることは明らかであるといえる。

(2) 未決拘禁者の信書発信の自由の制約

しかし、かかる重要な人権であっても、他者の人権や重大な利益との間に矛盾・対立が生じる場合には、必要最小限の範囲で、当該人権の行使を制限されるものといえる（憲法13条参照）。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、単に「処遇法」という。）第136条において準用する同法第129条第1項第4号は、未決拘禁者が発信する文書のうち「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。」には「その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。」と規定する。

かかる規定は、同法第1条に「この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留

置施設及び海上保安留置施設をいう。)の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」と規定されるとおり、刑事収容施設の適正な管理運営及び被収容者の適切な管理を行うことを目的としている。

それでは、未決勾留をされている者に対し、信書を発信する自由の制限はいかなる程度であれば許されるものか。未決勾留されている者という性質に照らせば、逃亡及び罪証隠滅の防止という目的での制限については、その内容によっては制限として許されるものもあるといえ、また、刑事収容施設という施設の性質からすれば、刑事収容施設内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも一定の制限が加えられることはやむを得ないものといえる。しかし、右肯首される場合の制限も、未決拘禁者は当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、右制限の目的に照らし制限が必要な場合であっても、当然ながら右目的を達成するのに必要最小限度の制限にとどめられるべきものである。

したがって、右制限が許されるのは、当該信書の発信を許すことが、制限の目的に照らし一般・抽象的に害悪のおそれがあるというのみでは足りず、被拘禁者の性向、行状、刑事収容施設の管理、信書の内容その他具体的事情のもとにおいて、当該信書を発信させることにより、逃亡及び罪証隠滅の防止、刑事収容施設の管理運営に支障をきたすおそれが生じる相当の蓋然性があると認められることが必要であるといえる（最高裁判所大法廷昭和58年6月22日、最高裁判所第1小法廷平成18年3月23日に同旨）。

(3) 本件処分について

そこで、進んで、貴所の本件処分により削除された本件信書の一部の文言が、刑事収容施設の管理運営に支障をきたす文言であったかについて検討する。

本件信書で削除を指導された文言のうち、少なくとも、「万が一、右御支払いなき場合は、やむを得ず法的手続を進行させますので御了承下さい。」との部分は、一般的な民事事件において相手方に対し債務の履行を促す際に使用する文言の範囲内であり、そもそも、当該文言を、「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがある」と評価することはできない。もちろん、当該文言によって刑事収容施設における管理運営に支障をきたすものではない。

したがって、当該文言について、処遇法129条第1項4号を適用することは誤りであり、同条項を適用して当該文言を抹消した貴所の本件処分は、申立人が有する信書の発信の自由を制限することが許される場合に該当しないので、申立人の信書発信の自由を侵害するものである。

三 処理意見

以上のように、貴所の本件処分は申立人に対する人権侵害行為であるところ、冒頭のとおり、貴所に対し、勧告を行う。

以 上